

## 特別養護老人ホーム 第二梨ノ木園 利用料金表

R1.10.1～

施設利用に要する費用は介護度によって異なりますが、主に①介護サービス費、②居住費、③食費からなり、  
①介護サービス費は原則1割負担、②居住費、③食費は原則全額負担であり、月額の見目は以下のとおりです。

(①介護サービス費及びそれに加算される費用は、1単位=10.14円で計算します。)

	利用者負担段階	①介護サービス費 (月額) 1割負担の額	共通加算	②居住費 (光熱水費)	③食費 (月額)	月額(円) (31日で計算)	1割負担	
						月額(円) (31日で計算) 2割負担(上段) 3割負担(下段)		
介護度5	第4段階	832	右表☆☆入所者に共通して加算される費用	855	1,515	106,007	138,545	
	第3段階			370	650	64,157		
	第2段階			370	390	56,097		
	第1段階			0	300	41,837		
介護度4	第4段階	765		855	1,515	103,691	133,911	
	第3段階			370	650	61,841		
	第2段階			370	390	53,781		
	第1段階			0	300	39,521		
介護度3	第4段階	697		855	1,515	101,339	129,209	
	第3段階			370	650	59,489		
	第2段階			370	390	51,429		
	第1段階			0	300	37,169		
特定入所者	介護度2	627		855	1,515	98,919	124,368	
				第3段階	370	650		57,069
				第2段階	370	390		49,009
				第1段階	0	300		34,749
	介護度1	559	855	1,515	96,568	119,665		
			第3段階	370	650		54,718	
			第2段階	370	390		46,658	
			第1段階	0	300		32,398	

☆☆入所者に共通して加算される費用 (①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容	月額単位
日常生活継続支援加算 I	重度要介護者に対応する体制	36
看護体制加算 I イ	常勤看護師を1名以上配置	6
看護体制加算 II イ	看護職員を基準人数より多く配置	13
夜勤職員配置加算 III イ	医療ケアに対応し、基準人数より1名多く配置	28
栄養ケアマネジメント加算	栄養ケア計画に基づいた栄養管理	14
個別機能訓練体制加算	機能訓練計画書に基づいた機能維持	12
介護職員処遇改善加算 I	1ヶ月の総利用単位数の8.3%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算	1ヶ月の総利用単位数の2.7%を加算	

☆該当者のみ加算される費用 (①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容	月額単位	月単位
初期加算	入所後30日間算定	31	—
外泊加算	月に6日間まで(月またぎ最大12日間)	250	—
認知症専門ケア加算 I	認知症ケアにおける指導職員を配置	3	—
看取り介護加算 I	死亡した日	1280	—
看取り介護加算 I	死亡日の前日と前々日	680	—
看取り介護加算 I	死亡日4日前から30日前	144	—
排せつ支援加算	排泄障害改善に向けた個別支援	—	100
低栄養リスク改善加算	低栄養状態改善に向けた個別支援	—	300
褥瘡マネジメント加算	褥瘡管理のための個別支援	—	10
再入所時栄養連携加算	医療機関の管理栄養士と連携	400単位・1回限り	

※ 外泊、入院時は介護サービス費に代えて外泊加算、居住費を算定します

☆その他の料金 (①から③以外の料金)

項目	料金	備考
預り金管理料	1,000円(月額)	用毎月 の施設 に利 請求 し ます
持込みテレビ使用量	1,000円/月額(40円/日)	
電気毛布等熱電源使用量	500円/月額(20円/日)	
コピー代	10円	白黒・1枚あたり
理髪代、予防接種代 行事・クラブ活動の費用	実費	業者等の定めた金額 その都度請求します

※ 食費は1食以上提供した場合に月額を計上します。

※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

※ 平成27年4月より特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方となりました。

要介護1、要介護2の方につきましては、保険者が特定入所者と認めた場合に限られます。